

福島県ハイテクプラザの研究活動の不正行為防止に関する基本方針

福島県ハイテクプラザでは、研究活動の不正行為を防止するため、以下の基本方針を定める。

1 不正行為防止への取組

地方公務員法及び福島県の定める条例、規則等に加え福島県ハイテクプラザにおける研究活動に係る不正行為防止要綱（以下「要綱」という。）を定め、これらを遵守して不正行為の防止を図る。

2 不正行為防止計画の策定と実施

福島県ハイテクプラザ研究不正防止対策行動計画を策定し、実施するとともに定期的な見直しを行う。

3 情報の発信、情報の共有化の推進

研究活動の不正行為防止に関する基本方針、要綱及び責任体制等を公開することにより、福島県ハイテクプラザの不正行為防止に対する取組について広く内外へ発信する。

平成29年3月1日

福島県ハイテクプラザ所長